

諮問日：平成29年6月21日（平成29年度（最情）諮問第37号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第49号）

件名：特定日の最高裁判所人事に関する挨拶回りについて、最高裁判所に来訪した者等を記録した文書等の不開示判断（不存在）の件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年4月19日付の最高裁人事に関する挨拶回りについて、最高裁に来訪した者やその所属等を記録したり、日程を調整したりした際に作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別件に関する平成29年4月18日付けの最高裁判所事務総長の理由説明書の記載内容からすれば、本件開示申出文書は作成されたといえるし、同月24日時点でその全てが廃棄済みであるとは限らない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において挨拶回りに訪れた者やその所属等を記録に残しておいたり、日程を調整する際に文書を作成したりする必要はないため、本件開示申出文書は作成していない。また、平成29年4月19日付けの最高裁人事に関する挨拶回りに関連して、他の機関から文書を取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月29日 審議
- ④ 同年11月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出について不開示とした理由につき、最高裁判所において挨拶回りに訪れた者やその所属等を記録に残しておいたり、日程を調整する際に文書を作成したりする必要はないため、本件開示申出文書は作成していないなどと説明する。上記の説明を検討すると、当委員会庶務を通じて確認したところ、平成29年4月19日付けの最高裁人事は、裁判官の定年退官に伴う一連の人事と認められ、このような人事に関連して、最高裁判所において挨拶回りに訪れた者やその所属等を記録に残しておいたり、日程を調整する際に文書を作成したりする必要はなく、他の機関から文書を取得したこともないとする説明は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人